

まもる、つなぐ、ふるさとの環境

# 大気保全に関する 法制度のあらまし

令和5年4月

青森県環境生活部  
環境保全課



## 目 次

1	大気の汚染に係る環境基準等 .....	1
(1)	大気の汚染に係る環境基準 .....	1
(2)	大気の汚染に係る指針値 .....	3
(3)	ダイオキシン類に係る大気環境基準 .....	3
2	大気汚染防止法によるばい煙、粉じん及び水銀等規制等 .....	4
(1)	大気汚染防止法の趣旨 .....	4
(2)	大気汚染防止法の体系 .....	5
(3)	届出義務等 .....	7
ア	ばい煙発生施設 .....	7
イ	揮発性有機化合物排出施設 .....	7
ウ	一般粉じん発生施設 .....	8
エ	特定粉じん発生施設 .....	8
オ	特定粉じん排出等作業の実施の届出 .....	8
カ	水銀排出施設 .....	8
キ	事故時の通報 .....	8
ク	届出書の提出部数 .....	8
ケ	計画変更命令等 .....	8
(4)	ばい煙規制 .....	9
ア	ばい煙発生施設 .....	9
イ	硫黄酸化物の排出基準 .....	12
ウ	ばいじんの排出基準 .....	13
エ	有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準 .....	18
オ	窒素酸化物の排出基準 .....	20
(5)	揮発性有機化合物規制 .....	28
ア	揮発性有機化合物排出施設 .....	28
イ	揮発性有機化合物の排出基準 .....	29
(6)	粉じん規制 .....	30
ア	一般粉じん関係 .....	30
イ	特定粉じん発生施設関係 .....	31
ウ	特定粉じん排出等作業関係 .....	31
(7)	水銀等（水銀及びその化合物）規制 .....	38
ア	水銀排出施設 .....	38
イ	水銀等の排出基準 .....	41
ウ	要排出抑制施設の設置者の自主的取組 .....	44
(8)	有害大気汚染物質対策 .....	45
ア	指定物質排出施設 .....	45
イ	指定物質抑制基準 .....	45
3	青森県公害防止条例によるばい煙及び粉じん規制 .....	47
(1)	ばい煙規制 .....	47
ア	ばい煙関係施設 .....	47
イ	硫黄酸化物の排出基準 .....	47
ウ	ばいじんの排出基準 .....	48
(2)	粉じん規制 .....	49
ア	粉じん関係施設 .....	49
イ	粉じん関係施設の構造並びに使用及び管理に関する基準 .....	49
4	自主測定 .....	50
(1)	ばい煙量等の測定 .....	50
(2)	揮発性有機化合物濃度の測定 .....	51
(3)	特定粉じんの濃度の測定 .....	51
(4)	水銀濃度の測定 .....	52
5	届出書の提出先等 .....	52
6	大気汚染の緊急時の措置 .....	53
7	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（うち、大気基準適用施設）の届出、 大気排出基準及び自主測定 .....	54
(1)	届出義務 .....	54
(2)	特定施設（大気基準適用施設） .....	54
(3)	大気排出基準 .....	55
(4)	自主測定 .....	55
〈 大気関係届出先及び問い合わせ先 〉		

## 1 大気の汚染に係る環境基準等

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条の規定に基づいて、大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、大気の汚染に係る環境基準が定められており、これを目標として大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）を中心に大気汚染防止対策が進められています。



### (1) 大気の汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

物 質	環境上の条件（告示年月日）	評 價 方 法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。（S48.5.8）	大気汚染に係る環境基準について（昭和48年6月12日環大企第143号環境庁大気保全局長通知） ・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連續した場合には、このような取扱は行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。（S48.5.8）	二酸化窒素に係る環境基準の改定について（昭和53年7月17日環大企第262号環境庁大気保全局長通知） 年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。（S48.5.8）	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。（S53.7.11）	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。（S48.5.8）	

#### 備考

- この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環境省告示第33号）

物 質	環 境 上 の 条 件	評 価 方 法
微 小 粒 子 状 物 質	1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。	<p>微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知）</p> <p>長期基準（1年平均値に関する基準）及び短期基準（1日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については、評価の対象とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期基準に対応した環境基準達成状況</li> <li>　長期的評価として測定結果の1年平均値について評価する。</li> <li>・短期基準に対応した環境基準達成状況</li> <li>　長期的評価としての測定結果の年間98パーセンタイル値を日平均値の代表値として選択し、評価する。</li> </ul> <p>(注) 自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測が4時間以内の測定日数とする。また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。</p>

備考

- 1 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物 質	環 境 上 の 条 件 ( 告 示 年 月 日 )
ベ ン ゼ ン	1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(H9. 2. 4)
トリクロロエチレン	1年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(H30. 11. 19)
テトラクロロエチレン	1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(H9. 2. 4)
ジ ク ロ ロ メ タ ン	1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。(H13. 4. 20)

備考

- 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

(2) 大気の汚染に係る指針値（環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」について（平成15年9月30日付環管総発第030930004号環境省環境管理局長通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」について（平成18年12月20日付環水大総発第061220001号環境省水・大気環境局長通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」について（平成22年10月15日付環水大総発第101015002号、環水大大発第101015004号環境省水・大気環境局長通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十次答申）」について（平成26年5月1日付環水大総発第1405011号、環境省水・大気環境局長通知）

「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第十二次答申）」について（令和2年8月20日付環水大総発第2008201号、環境省水・大気環境局長通知）

物 質	指 針 値
ア ク リ ロ ニ ト リ ル	年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	年平均値 $120 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩 化 ビ ニ ル モ ノ マ 一	年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩 化 メ チ ル	年平均値 $94 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ク ロ ロ ホ ル ム	年平均値 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	年平均値 $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水 銀	年平均値 $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下
ニ ツ ケ ル 化 合 物	年平均値 $0.025 \mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下
ヒ 素 及 び 無 機 ヒ 素 化 合 物	年平均値 $6 \text{ ngAs}/\text{m}^3$ 以下
1 , 3 - ブ タ ジ エ ン	年平均値 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
マンガン及び無機マンガン化合物	年平均値 $0.14 \mu\text{g Mn}/\text{m}^3$ 以下

備考

- 指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。

(3) ダイオキシン類に係る大気環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づいて、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について（平成11年12月27日環境庁告示第68号）抜粋

媒 体	基 準 値
大 気	$0.6 \text{ pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下

備考

- この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 大気の基準値は、年間平均値とする。
- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

## 2 大気汚染防止法によるばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等規制等

### (1) 大気汚染防止法の趣旨

大気汚染を防止し、環境基準を達成するための最も重要な対策は、大気汚染防止法によるばい煙、揮発性有機化合物、粉じん及び水銀等の排出規制の制度です。

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設から排出されるばい煙、揮発性有機化合物排出施設から排出される揮発性有機化合物及び水銀排出施設から排出される水銀等について排出基準が、一般粉じん発生施設については構造等に関する基準が、特定粉じん発生施設から排出され又は飛散する特定粉じんについては敷地境界基準が、特定粉じん排出等作業については作業基準がそれぞれ定められています。

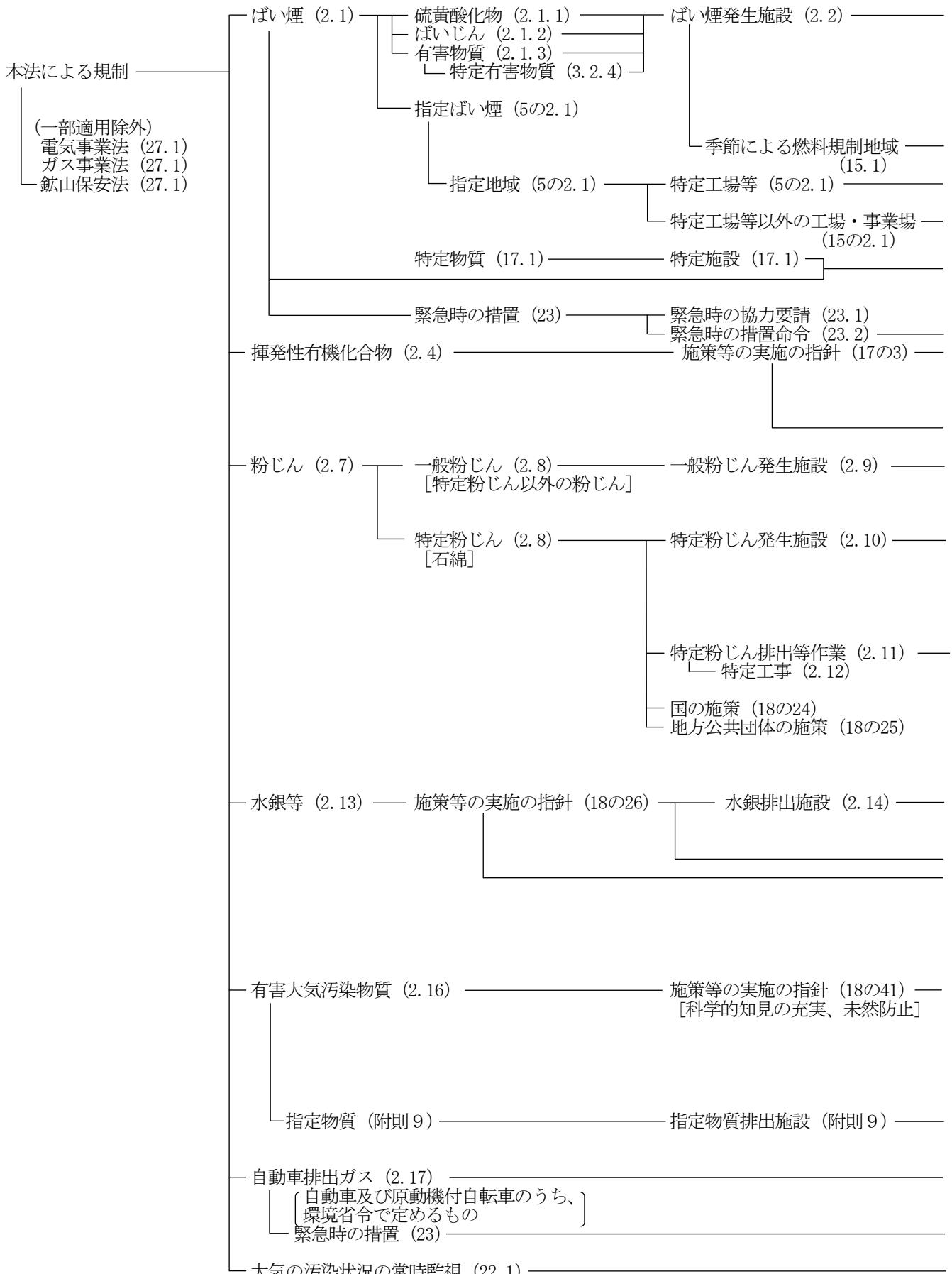
これらの排出等基準の遵守のために、大気汚染防止法では、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、水銀排出施設、一般粉じん発生施設及び特定粉じん発生施設の設置等の届出、特定粉じん排出等作業の実施の届出、知事による計画変更命令及び改善命令、並びに、ばい煙又は水銀等の測定結果の未記録、虚偽の記録等及び排出基準違反に対する罰則などの措置が定められています。

また、有害大気汚染物質対策を推進するため、指定物質排出施設については指定物質抑制基準が定められています。

**大気汚染防止法規制対象物質一覧**

規制物質	物質の例示	発生形態	発生施設等	規制基準	規制措置等
ばい煙 いわゆる有害物質	硫黄酸化物	二酸化硫黄、三酸化硫黄	物の燃焼	ばい煙発生施設 排出基準 〔量規制、地域ごとK値方式〕	改善命令、直罰など
	ばいじん	すすなど	物の燃焼又は熱源としての電気の使用	ばい煙発生施設 排出基準 〔濃度規制、施設の種類規模ごと〕	改善命令、直罰など
	特定有害物質	窒素酸化物	物の燃焼、合成、分解など	ばい煙発生施設 排出基準 〔濃度規制、施設の種類規模ごと〕	改善命令、直罰など
		カドミウム、弗化水素、塩素、塩化水素など	物の燃焼、合成、分解など	ばい煙発生施設 排出基準 〔濃度規制、施設の種類ごと〕	改善命令、直罰など
煙	〔特定有害物質〕	未指定	物の燃焼	ばい煙発生施設 排出基準 〔量規制、K値方式〕	改善命令、直罰など
揮発性有機化合物		トルエン、キシレンなど	溶剤の揮発など	揮発性有機化合物排出施設 排出基準 〔濃度規制、施設の種類ごと〕	改善命令、直罰など
粉じん	一般粉じん	セメント粉、石炭粉、鉄粉など	物の破碎、選別、堆積など	一般粉じん発生施設 構造・使用・管理基準	基準適合命令など
	特定粉じん	石綿	物の破碎、選別、堆積など	特定粉じん発生施設 規制基準 〔敷地境界での濃度基準〕	改善命令など
			建築物の解体など	特定粉じん排出等作業 規制基準 〔除去等の方法、作業の方法に関する基準〕	基準適合命令、直罰など
水銀等	水銀	物の燃焼又は熱源としての電気の使用	水銀排出施設	排出基準 〔濃度規制、施設の種類規模ごと〕	改善命令、直罰など
自動車排出ガス	一酸化炭素、炭化水素、鉛、窒素酸化物など	自動車の運行	自動車	許容限度 〔保安基準で確保〕	車両検査、整備命令など 〔他法による〕
特定物質	フェノール、ピリジンなど	物の合成等の化学的処理中の事故	特定施設 〔政令等で特定せず〕	なし	事故時の措置命令
指定物質	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン	物の合成、使用など	指定物質排出施設	指定物質抑制基準	勧告

## (2) 大気汚染防止法の体系



- (注) 1 有害物質：①カドミウム及びその化合物、②塩素及び塩化水素、③フロジン、弗化水素及び弗化珪素、④鉛及びその化合物  
2 特定物質：①アンモニア、②弗化水素、③シアノ化水素、④一酸化炭素、⑤ホルムアルデヒド、⑥メタノール、  
3 ニトロゲン、⑯ピリジン、⑰フェノール、⑱硫酸（三酸化硫黄を含む。）、⑲弗化珪素、⑳ホスゲン、㉑二酸化炭  
4 指定物質：①ベンゼン、②トリクロロエチレン、③テトラクロロエチレン  
5 自動車排出ガス：①一酸化炭素、②炭化水素、③鉛化合物、④窒素酸化物、⑤粒子状物質



⑦硫化水素、⑧磷化水素、⑨塩化水素、⑩二酸化窒素、⑪アクロレイン、⑫二酸化硫黄、⑬塩素、⑭二硫化炭素、⑮ベンゼン化セレン、⑯クロルルスルホン酸、⑰黄磷、⑲三塩化燐、⑳臭素、㉑ニッケルカルボニル、㉒五塩化燐、㉓メルカプタン

### (3) 届出義務等

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設を設置する工場又は事業場に対して各種の届出義務が課せられています。

届出書は、施設の設置場所を所管区域とする地域県民局環境管理部（青森市内に設置されている施設にあっては青森市環境政策課、八戸市内に設置されている施設にあっては八戸市環境保全課）へ、その届出の種類ごとに定められた期日までに届け出なければなりません。

#### ア ばい煙発生施設

- ・設置の届出（法第6条第1項）

ばい煙発生施設を設置しようとする場合に行う届出で、設置の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・使用の届出（法第7条第1項）

既に設置されている施設が政令の改正によりばい煙発生施設となったときに行う届出で、内容は、設置の届出の場合と同様です。ばい煙発生施設となった日から30日以内に届け出なければなりません。

- ・構造等の変更の届出（法第8条第1項）

届出済みであるばい煙発生施設について、その構造等の変更をしようとするときに行う届出で、変更の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・氏名の変更等の届出（法第11条）

届出済みである次の事項に変更のあった場合に行う届出で、変更のあった日から30日以内に届け出なければなりません。

①届出者の氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名

②工場又は事業場の名称、所在地

- ・承継届出（法第12条第3項）

ばい煙発生施設を譲り受け、又は、借り受けた場合等に行う届出で、承継した日から30日以内に届け出なければなりません。

- ・廃止届出（法第11条）

ばい煙発生施設の使用を廃止した場合に行う届出で、廃止した日から30日以内に届け出なければなりません。

#### イ 挥発性有機化合物排出施設

- ・設置の届出（法第17条の5第1項）

揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合に行う届出で、設置の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・使用の届出（法第17条の6第1項）

既に設置されている施設が政令の改正により揮発性有機化合物排出施設となったときに行う届出で、内容は、設置の届出の場合と同様です。揮発性有機化合物排出施設となった日から30日以内に届け出なければなりません。

- ・構造等の変更の届出（法第17条の7第1項）

届出済みである揮発性有機化合物排出施設について、その構造等の変更をしようとするときに行う届出で、変更の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・氏名の変更等・承継・廃止届出（法第17条の13第2項）

アの場合と同様です。事後30日以内に届け出なければなりません。

#### ウ 一般粉じん発生施設

##### ・設置の届出（法第18条第1項）

一般粉じん発生施設を設置しようとする場合に行う届出で、設置の工事に着手する日の前までに届け出なければなりません。

##### ・使用の届出（法第18条の2第1項）

既に設置されている施設が政令の改正により一般粉じん発生施設となったときに行う届出で、内容は、設置の届出の場合と同様です。一般粉じん発生施設となった日から30日以内に届け出なければなりません。

##### ・構造等の変更の届出（法第18条第3項）

届出済みである一般粉じん発生施設について、その構造等の変更をしようとするときに行う届出で、変更の工事に着手する日の前までに届け出なければなりません。

##### ・氏名の変更等・承継・廃止届出（法第18条の13第2項）

アの場合と同様です。事後30日以内に届け出なければなりません。

#### エ 特定粉じん発生施設

アの場合と同様です。

設置の届出（法第18条の6第1項）、構造等の変更の届出（法第18条の6第3項）は、その工事に着手する日の60日前までに、使用の届出（法第18条の7第1項）、氏名の変更等・承継・廃止届出（法第18条の13第2項）は事後30日以内にそれぞれ行わなければなりません。

#### オ 特定粉じん排出等作業の実施の届出（法第18条の17第1項）

特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事）のうち、特定粉じんを多量に発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料に係る特定工事（届出対象特定工事）の発注者等が行う届出で、作業の開始の日の14日前までに届け出なければなりません。

#### カ 水銀排出施設

アの場合と同様です。

設置の届出（法第18条の28第1項）、構造等の変更の届出（法第18条の30第1項）は、その工事に着手する日の60日前までに、使用の届出（法第18条の29第1項）、氏名の変更等・承継・廃止届出（法第18条の36第2項）は事後30日以内にそれぞれ行わなければなりません。

#### キ 事故時の通報（法第17条第2項）

ばい煙発生施設又は特定施設（政令で定めるものを発生する施設）を設置している工場又は事業場において、その故障、破損などによりばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちにその事故の状況を地域県民局環境管理部（青森市内の工場又は事業場は青森市環境政策課、八戸市内の工場又は事業場は八戸市環境保全課）に通報しなければなりません。

#### ク 届出書の提出部数

正本1部 写し1部

#### ケ 計画変更命令等

ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、特定粉じん発生施設及び水銀排出施設の設置、使用又は構造等変更の届出書を審査した結果、排出基準などに適合していないと認められる場合は、計画変更等の命令を受けることがあります。

また、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、罰せられることがあります。

#### (4) ばい煙規制

##### ア ばい煙発生施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1

番号	施 設 の 名 称	規 模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・ガス発生炉 ・加熱炉	次のいずれかに該当すること。 ・原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が20t/日以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるものの（14の項に掲げるものを除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煅焼炉	原料の処理能力が1t/h以上であること。
4	金属の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの（14の項に掲げるものを除く。） ・溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉	
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）	次のいずれかに該当すること。 ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上であること。 ・羽口面断面積が0.5m <sup>2</sup> 以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコールタル製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が200kg/h以上であること。
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算6L/h以上であること。
9	窯業製品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ・焼成炉 ・溶融炉	次のいずれかに該当すること。 ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（26の項に掲げるものを除く。） ・反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。） ・直火炉	
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）	
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が1,000kVA以上であること。
13	廃棄物焼却炉	次のいずれかに該当すること。 ・火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上であること。 ・焼却能力が200kg/h以上であること。

番号	施設の名称	規模
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。） ・転炉 ・溶解炉 ・乾燥炉	次のいずれかに該当すること。 ・原料の処理能力が0.5t/h以上であること。 ・火格子面積が0.5m <sup>2</sup> 以上であること。 ・羽口面断面積が0.2m <sup>2</sup> 以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/h以上であること。
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量が0.1m <sup>3</sup> 以上であること。
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が50kg/h以上であること。
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算3L/h以上であること。
19	化学製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。） ・塩素反応施設 ・塩化水素反応施設 ・塩化水素吸収施設	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が50kg/h以上であること。
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量が30kA以上であること。
21	磷、磷酸、磷酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの。 ・反応施設 ・濃縮施設 ・焼成炉 ・溶解炉	次のいずれかに該当すること。 ・原料として使用する磷鉱石の処理能力が80kg/h以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が200kVA以上であること。
22	弗酸の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの（密閉式のものを除く。） ・凝縮施設 ・吸収施設 ・蒸留施設	次のいずれかに該当すること。 ・伝熱面積が10m <sup>2</sup> 以上であること。 ・ポンプの動力が1kW以上であること。
23	トリポリ磷酸ナトリウムの製造（原料として磷鉱石を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるものの ・反応施設 ・乾燥炉 ・焼成炉	次のいずれかに該当すること。 ・原料の処理能力が80kg/h以上であること。 ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	次のいずれかに該当すること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が40kVA以上であること。
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	次のいずれかに該当すること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が20kVA以上であること。

番号	施設の名称	規模
26	鉛系顔料の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・溶解炉 ・反射炉 ・反応炉 ・乾燥施設	次のいずれかに該当すること。 ・容量が0.1m <sup>3</sup> 以上であること。 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算4L/h以上であること。 ・変圧器の定格容量が20kVA以上であること。
27	硝酸の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・吸収施設 ・漂白施設 ・濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力が100kg/h以上であること。
28	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上であること。
29	ガスターイン	燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上であること。
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	燃料の燃焼能力が重油換算35L/h以上であること。
32	ガソリン機関	

(注) 1 伝熱面積とは、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省令第1号）第2条の規定により算定された伝熱面積をいう。

2 火格子面積とは、火格子の水平投影面積をいう。

3 羽口面断面積とは、羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。

## イ 硫黄酸化物の排出基準

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）第3条ほか

第3条 法第3条第1項の規定による硫黄酸化物の排出基準は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot H e^2$$

この式において、 $q$ 、 $K$ 及び $H e$ は、それぞれ次の値を表すものとする。  
 $q$  硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した $m^3/h$ ）  
 $K$  法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとに別表第1の下欄に掲げる値  
 $H e$  次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 m）

2 法第3条第2項第1号に規定する排出口の高さの補正は、次の算式によるものとする。

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式においては、 $H e$ 、 $H o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H e$  補正された排出口の高さ（単位 m）  
 $H o$  排出口の実高さ（単位 m）  
 $Q$  温度15°C排出ガス量（単位  $m^3/s$ ）  
 $V$  排出ガスの排出速度（単位  $m/s$ ）  
 $T$  排出ガスの温度（単位 絶対温度）

(注) 1  $K$ 値は、大気汚染防止法施行令別表第3及び大気汚染防止法施行規則別表第1により、地域ごとに次とおり定められている。（地域区分は昭和51年9月1日における行政区画である。）

番号	地域区分	$K$ 値
6	八戸市	6.0
15	青森市	14.5
16	その他の地域	17.5

- 2 この排出基準は、伝熱面積が $10m^2$ 未満のボイラー（以下「小型ボイラー」という。）であつて昭和60年9月10日より前に設置の工事が着手されたものについては、当分の間、適用しない。
- 3 この排出基準は、ガスタービン又はディーゼル機関のうち排出ガス量が1万 $m^3$ 未満のものであつて昭和63年2月1日より前に設置の工事が着手されたものについては、当分の間、適用しない。
- 4 この排出基準は、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものについては、当分の間、適用しない。

## ウ ばいじんの排出基準

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

### 大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）別表第2 抜粋ほか

- 1 この表の一般排出基準の欄に掲げるばいじんの量は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量（単位 g）

O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）（単位 百分率）

C<sub>s</sub> 日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量（単位 g）

- 2 この表の一般排出基準の欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 3 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては1工程の平均の量とする。
- 4 この表において、排出ガス量とは、温度が0℃であって圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量をいう。
- 5 この表において、既設とは、昭和57年6月1日（廃棄物焼却炉については、平成10年7月1日）の前に設置の工事が着手されたものをいう。
- 6 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）をいう。

番号	令別表第1の番号	施設名	排出ガス量 (m <sup>3</sup> /h)	一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> )	O <sub>n</sub> (%)	備考	
						一般排出基準 (g/m <sup>3</sup> )	O <sub>n</sub> の扱い
1	1 (注)2	ガスを専焼させるボイラー（5の項に掲げるものを除く。）	4万以上	0.05	5		
			4万未満	0.10	5		
2		ボイラーのうち重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。）を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20万以上	0.05	4	既設は当分の間0.07とする。	
			4～20万	0.15	4	既設は当分の間0.18とする。	
			1～4万	0.25	4		
			1万未満	0.30	4		Onは当分の間O <sub>s</sub> とする。
3		ボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの（5の項に掲げるものを除く。）	20万以上	0.15	O <sub>s</sub>	既設は当分の間0.20とする。	
			4～20万	0.25	O <sub>s</sub>	既設は当分の間0.35とする。	
			4万未満	0.30	O <sub>s</sub>		
4		石炭を燃焼させるボイラー（5の項に掲げるものを除く。） (注)1	20万以上	0.10	6	既設は当分の間0.15とする。	
			4～20万	0.20	6	既設は当分の間0.25とする。	
			4万未満	0.30	6	既設は当分の間0.35とする。	
5		令別表第1の8の項に掲げる触媒再生塔に附属するボイラー (注)1	—	0.20	4	既設は当分の間0.30とする。	
6		ボイラー（1の項から5の項に掲げるものを除く。）	4万以上	0.30	6		Onは当分の間O <sub>s</sub> とする。
			4万未満	0.30	6	既設は当分の間0.40とする。	

番号	令別表第1の番号	施設名	排出ガス量 (m³N/h)	一般排出基準 (g/m³N)	On (%)	備考	
						一般排出基準 (g/m³N)	Onの扱い
7	2	ガス発生炉	—	0.05	7		
8		加熱炉	—	0.10	7		
9	3	焙焼炉	4万以上	0.10	Os		
10			4万未満	0.15	Os		
11		フェロマンガンの製造の用に供する焼結炉	—	0.20	Os		
12		焼結炉(10の項に掲げるものを除く。)	—	0.15	Os		
13		煅焼炉	4万以上	0.20	Os	既設は当分の間0.25とする。	
14			4万未満	0.25	Os	既設は当分の間0.30とする。	
15	4	溶鉱炉のうち高炉	—	0.05	Os		
16		溶鉱炉(13の項に掲げるものを除く。)	—	0.15	Os		
17		転炉	—	0.10	Os	燃焼型で既設のものは当分の間0.13とする。	
18			4万以上	0.10	Os		
19	5	溶解炉	4万未満	0.20	Os	アルミニウムの地金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する既設の反射炉は当分の間0.30とする。	
20			4万以上	0.10	11	既設は当分の間0.15とする。	Onは当分の間Osとする。
21			4万未満	0.20	11	既設は当分の間0.25とする。	
22	6	加熱炉	4万以上	0.10	6		
23			4万未満	0.15	6	潤滑油の製造の用に供する1万m³N/h未満の既設のものは当分の間0.18とする。	

番号	令別表第1の番号	施設名	排出ガス量 (m³N/h)	一般排出基準 (g/m³N)	On (%)	備考	
						一般排出基準 (g/m³N)	Onの扱い
20	8	触媒再生塔	—	0.20	6	既設は当分の間0.30とする。	
21	8の2	燃焼炉	—	0.10	8		
22	9	焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち土中釜	—	0.40	15		
23		焼成炉(石灰焼成炉に限り、22の項に掲げるものを除く。)	—	0.30	15		
24		セメントの製造の用に供する焼成炉	—	0.10	10		
25		耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供する焼成炉	4万以上	0.10	18		
			4万未満	0.20	18		
26		焼成炉(22の項から25の項に掲げるものを除く。)	4万以上	0.15	15	Onは当分の間Osとする。	
			4万未満	0.25	15		
27		板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供する溶融炉	4万以上	0.10	15		
			4万未満	0.15	15		
28		光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供する溶融炉	4万以上	0.10	16		
			4万未満	0.15	16	既設は当分の間0.30とする。	
29		溶融炉(27の項及び28の項に掲げるものを除く。)	4万以上	0.10	15		
			4万未満	0.20	15		
30	10	反応炉及び直火炉	4万以上	0.15	6	Onは当分の間Osとする。	
			4万未満	0.20	6		
31	11	乾燥炉のうち骨材乾燥炉	2万以上	0.50	16 ただし直接熱風乾燥炉はOsとする。		
			2万未満	0.50	既設は当分の間0.60とする。		
32		乾燥炉(31の項に掲げるものを除く。)	4万以上	0.15	16 ただし直接熱風乾燥炉はOsとする。		
			1~4万	0.20	既設は当分の間0.30とする。		
			1万未満	0.20	既設は当分の間0.35とする。		

番号	令別表第1の番号	施設名	排出ガス量 (m³N/h)	一般排出基準 (g/m³N)	O n (%)	備考	
						一般排出基準 (g/m³N)	O n の扱い
33	12	合金鉄(珪素の含有率が40%以上のものに限る。)の製造の用に供する電気炉	—	0.20	O s		
34		電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40%未満のものに限る。)及びカーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	O s		
35		電気炉(33の項及び34の項に掲げるものを除く。)	—	0.10	O s		
36	13	廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	0.04	12	既設は当分の間 0.08とする。	
			焼却能力 2~4t/h	0.08	12	既設は当分の間 0.15とする。	
			焼却能力 2t/h未満	0.15	12	既設は当分の間 0.25とする。	
38	14	焙焼炉	4万以上	0.10	O s		
			4万未満	0.15	O s		
39		焼結炉	—	0.15	O s		
40		溶鉱炉	—	0.15	O s		
41		転炉	—	0.15	O s		
42		溶解炉	4万以上	0.10	O s		
			1~4万	0.20	O s		
			1万未満	0.20	O s	既設は当分の間 0.30とする。	
43		乾燥炉	4万以上	0.15	16 ただし直 接熱風乾 燥炉はOs とする。	気流搬送型の既 設は当分の間 0.18とする。	
			4万未満	0.20		既設は当分の間 0.30とする。	
44	18	反応炉	—	0.30	6		
45	20	電解炉	—	0.05	O s		
46	21	焼成炉	—	0.15	15		
47		溶解炉	—	0.20	O s		
48	23	乾燥炉	—	0.10	16 ただし直 接熱風乾 燥炉はOs とする。		
49		焼成炉	—	0.15	15		

番号	令別表第1の番号	施設名	排出ガス量 (m³N/h)	一般排出基準 (g/m³N)	On (%)	備考	
						一般排出基準 (g/m³N)	Onの扱い
50	24	溶解炉	4万以上	0.10	Os		
			4万未満	0.20	Os		
51	25	溶解炉	4万以上	0.10	Os		
			4万未満	0.15	Os		
52	26	溶解炉	4万以上	0.10	Os		
			4万未満	0.15	Os		
53		反射炉	—	0.10	Os		
54		反応炉（硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。）	—	0.05	6 ただし鉛酸化物の製造の用に供するものはOsとする。		
55	28	コークス炉	—	0.15	7		
56	29	ガスタービン	—	0.05	16	昭和63年1月31日までに設置された施設及び非常用施設は当分の間適用を猶予する。	
57	30	ディーゼル機関	—	0.10	13		
58	31	ガス機関	—	0.05	0	非常用施設は当分の間適用を猶予する。	
59	32	ガソリン機関	—	0.05	0		

(注)1 石炭のみを燃焼させるボイラーについては、当分の間、ばいじんの排出基準として次の基準が適用される。

区分	分	排出基準(g/m³N)
昭和57年6月1日において現に設置されている令別表第1の1の項に掲げるボイラー	昭和57年6月1日同日から平成7年7月2日までの間 発熱量20,930.25kJ/kg以下の石炭のみを燃焼させており、かつ、平成7年7月3日以後発熱量23,023.275kJ/kg以下の石炭のみを燃焼させるものに限る。	0.45 〔Onは、6%〕 とする。

2 小型ボイラー（令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち第2条の規定により算定された伝熱面積が10m²未満のボイラー）については、次の基準が適用される。

区分	一般排出基準
昭和60年9月9日までに設置の工事が着手されたもの	当分の間適用を猶予する。
昭和60年9月10日以降に設置の工事が着手されたもの	・ガス、灯油、軽油又はA重油のみを専焼又は混焼させる施設については、当分の間適用を猶予する。 ・その他のものについては、次のとおりとする。 平成2年9月9日までに設置の工事が着手されたもの→ 0.5 g/m³N 平成2年9月10日以降に設置の工事が着手されたもの→ 大気汚染防止法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号)別表第2に定めるとおり

## 工 有害物質（窒素酸化物を除く。）の排出基準

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる有害物質（窒素酸化物を除く。）の量については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省令第1号）別表第3ほか

- 1 この表の一般排出基準の欄に掲げる有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質（1時間につき合計6分間に超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。
- 2 この表の3の項の13号（廃棄物焼却炉）に掲げる塩化水素の量は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C$  塩化水素の量（単位 mg）  
 $O_s$  排出ガス中の酸素の濃度（単位 百分率）  
 $C_s$  日本産業規格K0107に定める方法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m<sup>3</sup>中の量に換算したもの（単位 mg）

- 3 有害物質の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

- 4 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）をいう。

番号	有害物質名 令別表第1の番号	ばい煙発生施設			排出基準 (mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )
		用途	施設の名称		
1	カドミウム及びその化合物	9 ガラス又はガラス製品の製造（原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。）の用	焼成炉 溶融炉		1.0
		14 銅、鉛又は亜鉛の精錬用	焙燒炉 燒結炉（ペレット焼成炉を含む。） 溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。） 転炉 溶解炉 乾燥炉		
		15 カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用	乾燥施設		
2	塩素	16 塩素化エチレンの製造用	塩素急速冷却施設		30
		17 塩化第二鉄の製造用	溶解槽		
		18 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用	反応炉		
		19 化学製品の製造用	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設		
3	塩化水素	13 —	廃棄物焼却炉		700
		16 塩素化エチレンの製造用	塩素急速冷却施設		
		17 塩化第二鉄の製造用	溶解槽		
		18 活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用	反応炉		
		19 化学製品の製造用	塩素反応施設 塩化水素反応施設 塩化水素吸収施設		

番号	有害物質名	令別表第1の番号	ばい煙発生施設		排出基準(mg/m³N)
			用途	施設の名称	
4	弗素、弗化水素及び弗化珪素	9	ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用	焼成炉 溶融炉	10
		21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用	反応施設(過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。) 濃縮施設 溶解炉(燐酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)	
		22	弗酸の製造用	凝縮施設 吸收施設 蒸留施設  〔密閉式のものを除く。〕	
		23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用	反応施設 乾燥炉 焼成炉	
		20	アルミニウムの精錬用	電解炉 有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出されるもの	3.0
				その他もの	1.0
		21	過燐酸石灰又は重過燐酸石灰の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用	反応施設	15
			燐酸質肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用	溶解炉のうち電気炉	
			燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用	焼成炉	20
			燐酸質肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用	溶解炉のうち平炉	
5	鉛及びその化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用	焼成炉 溶融炉	20
		14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用	焙燒炉 転炉 溶解炉 乾燥炉	10
		24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造用	溶解炉	
		25	鉛蓄電池の製造用	溶解炉	
		26	鉛系顔料の製造用	溶解炉 反射炉 反応炉 乾燥施設	
		14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用	焼結炉(ペレット焼成炉を含む。) 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)	30

## オ 窒素酸化物の排出基準

ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の量については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

### 大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）別表第3の2ほか

1 この表の排出基準の欄に掲げる窒素酸化物の量は、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O<sub>n</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量 (単位 cm<sup>3</sup>)

O<sub>n</sub> 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。) (単位 百分率)

C<sub>s</sub> 日本産業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m<sup>3</sup>中の量に換算したもの (単位 cm<sup>3</sup>)

2 この表において、排出ガス量とは、温度が0℃であって圧力が1気圧の状態に換算した1時間あたりの排出ガスの最大量をいう。

3 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）をいう。

<その1>

令別表第1の項目番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	排出ガス量 (万m <sup>3</sup> /h)	On (%)	排出基準 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> <sub>N</sub> )							
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設	
1	①	ガスを専焼させるボイラー	50以上	5	130	130	100	60	60	60	60	60
			10~50	5	130	130	100	100	100	100	100	100
			4~10	5	130	130	130	100	100	100	100	100
			1~4	5	150	150	130	130	130	130	130	130
			1未満	5	150	150	150	150	150	150	150	150
	②	低品位炭(注2)を専焼させるボイラー  火炉分割壁型、 火炉熱発生率 586,047kJ/m <sup>3</sup> /h 以上、 排ガス量50万 m <sup>3</sup> /h以上	70以上	6	550	300	300	300	300	300	300	200
			50~70	6	550	300	300	300	300	300	300	250
	③	低品位炭(注2)を専焼させるボイラー  排ガス量30万 m <sup>3</sup> /h以上、 ②以外	70以上	6	480	300	300	300	300	300	300	200
			50~70	6	480	300	300	300	300	300	300	250
			30~50	6	480	350	300	300	300	300	300	250
	④	石炭を専焼させるボイラー  前面燃焼方式、 自然循環型、 火炉熱発生率 586,047kJ/m <sup>3</sup> /h 以上、 排ガス量20万~ 25万m <sup>3</sup> /h	20~25	6	450	350	300	300	300	300	300	250

令別表第1の項目番号	細番号	ばい煙発生施設の種類 (注1)	排出ガス量 (万m <sup>3</sup> /h)	On (%)	排出基準 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
1	⑤	石炭を専焼させるボイラー (流動層燃焼方式、 排ガス量4万m <sup>3</sup> /h未満)	1～4 0.5～1 0.5未満	6	450	380	350	350	380	350(注3)	350
	⑥	石炭を燃焼させるボイラー (接線型チルチングバーナー、 排ガス量100万m <sup>3</sup> /h以上)		100以上	6	430	300	300	300	300	200
	⑦	石炭を燃焼させるボイラー (散布式ストoker型、 排ガス量4万～10万m <sup>3</sup> /h)		4～10	6	450	350	300	300	300	320
	⑧	固体燃料を燃焼させるボイラー (流動層燃焼方式、 排ガス量4万m <sup>3</sup> /h未満)	0.5～4 0.5未満	6	450	380	350	350	350	350(注3)	350
	⑨	固体燃料を燃焼させるボイラー (火炉熱発生率837, 210kJ/m <sup>3</sup> /h以上、 再熱再生抽気復水式自然循環型ボイラーを59.12.31までに固体燃料を燃焼させるボイラーに転換したもの、 排ガス量50万～70万m <sup>3</sup> /h)		50～70	6	420	420	300	300	300	300
	⑩	固体燃料を燃焼させるボイラー (②～⑨以外)	70以上 50～70 20～50 4～20 0.5～4 0.5未満	6	400	300	300	300	300	300	200
				6	420	300	300	300	300	300	250
				6	420	350	300	300	300	300	250
				6	450	350	300	300	300	300	250
				6	450	380	350	350	350	350	350

令別表第1の項目番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	排出ガス量 (万m³/h)	On (%)	排出基準 (cm³/m³N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
1	⑪	原油タールを燃焼させる排煙脱硫装置(注4)付ボイラー 〔排ガス量100万m³/h未満〕	50~100	4	210	180	150	130	130	130	130
			10~50	4	210	180	150	150	150	150	150
			4~10	4	280	180	150	150	150	150	150
			1~4	4	280	280	150	150	150	150	150
			1未満	4	280	280	180(注5)	180	180	180	180
	⑫	原油タールを燃焼させるボイラ ー(⑪以外)	50以上	4	180	180	150	130	130	130	130
			10~50	4	190	180	150	150	150	150	150
			4~10	4	250	180	150	150	150	150	150
			1~4	4	250	250	150	150	150	150	150
			1未満	4	250	250	180(注5)	180	180	180	180
	⑬	液体燃料を燃焼させる排煙脱硫装置(注4)付ボイラー 〔原油タール以外、 排ガス量100万m³/h未満〕	50~100	4	210	180	150	130	130	130	130
			4~50	4	210	180	150	150	150	150	150
			1~4	4	250	250	150	150	150	150	150
			1未満	4	280	280	180(注5)	180	180	180	180
			50以上	4	180	180	150	130	130	130	130
	⑭	液体燃料を燃焼させるボイラー (⑪~⑬以外) (注6)	4~50	4	190	180	150	150	150	150	150
			1~4	4	230	230	150	150	150	150	150
			1未満	4	250	250	250	180(注5)	180	180	180
			50以上	4	180	180	150	130	130	130	130
	⑮	小型ボイラー			(注7)						
2	①	ガス発生炉、加熱炉	—	7	170	170	170	170	150	150	150
	②	水素ガス製造用ガス発生炉 〔天井バーナー〕 燃焼方式	—	7	360	360	360	360	150	150	150
3	①	ペレット焼成炉 (ガス燃焼)	1以上	15	540	540	540	220	220	220	220
			1未満	15	540	540	540	220	220	220	220
	②	ペレット焼成炉 (①以外)	1以上	15	300	300	300	220	220	220	220
			1未満	15	300	300	300	300	220	220	220
	③	焼結炉 (①、②以外)	10以上	15	260	260	260	220	220	220	220
			1~10	15	270	270	270	220	220	220	220
	④	アルミナ製造用煅焼炉	1以上	10	350	350	350	200	200	200	200
			1未満	10	350	350	350	350	200	200	200
	⑤	煅焼炉(④以外)	—	10	200	200	200	200	200	200	200
	⑥	焙焼炉	—	14	250	250	250	250	220	220	220
4		溶鉱炉	—	15	120	120	120	120	100	100	100

令別表第1の項目番号	細番号	ばい煙発生施設の種類	排出ガス量 (万m³/h)	On (%)	排出基準 (cm³/m³N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
5		金属溶解炉 (注8)	—	12	200	200	200	200	180	180	180
6	①	ラジアントチューブ型金属加熱炉	10以上	11	200	200	100	100	100	100	100
			1~10	11	200	200	150	150	150	150	150
			0.5~1	11	200	200	200	150	150	150	150
			0.5未満	11	200	200	200	180	180	180	180
	②	鍛接鋼管用金属加熱炉	10以上	11	—	—	100	100	100	100	100
			1~10	11	—	—	—	180	180	180	180
			0.5~1	11	—	—	—	150	150	150	150
			0.5未満	11	—	—	—	180	180	180	180
	③	金属加熱炉 (①、②以外)	10以上	11	160	160	100	100	100	100	100
			1~10	11	170	170	150	130	130	130	130
			0.5~1	11	170	170	170	150	150	150	150
			0.5未満	11	200	200	200	180	180	180	180
7	①	排煙脱硫装置 (注4)付加熱炉	4以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			1~4	6	180	170	150	130	130	130	130
			0.5~1	6	190	190	190	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180
	②	エチレン製造用分解炉 (③以外)	4以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			1~4	6	180	180	150	130	130	130	130
			0.5~1	6	180	180	180	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180
	③	エチレン製造用分解炉 〔炉床式バーナー〕	4以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			1~4	6	280	280	150	130	130	130	130
			0.5~1	6	180	180	180	150	150	150	150
			0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180
	④	エチレン製造用独立過熱炉 (⑤以外)	10以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			4~10	6	180	180	100	100	100	100	100
			1~4	6	180	180	150	130	130	130	130
			0.5~1	6	180	180	180	150	150	150	150
	⑤	エチレン製造用独立過熱炉及びメタノール製造用改質炉 (空気予熱器付)	10以上	6	170	170	100	100	100	100	100
			4~10	6	430	430	100	100	100	100	100
			1~4	6	180	180	150	130	130	130	130
			0.5~1	6	180	180	180	150	150	150	150
	⑥	加熱炉 (①~⑤以外)	0.5未満	6	200	200	200	180	180	180	180
8		触媒再生塔	—	6	300	300	300	300	250	250	250
8の2		燃焼炉	—	8	300	300	300	300	250	250	250

令別 表第 1の 項番 号	細 番 号	ばい煙発生 施設の種類 (注1)	排 出 ガ ス 量 (万m <sup>3</sup> N/h)	On (%)	排 出 基 準 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)						
					昭和48年 8月9日 までに設 置された 施設	昭和48年 8月10日 から昭和 50年12月 9日まで に設置さ れた施設	昭和50年 12月10日 から昭和 52年6月 17日まで に設置さ れた施設	昭和52年 6月18日 から昭和 54年8月 9日まで に設置さ れた施設	昭和54年 8月10日 から昭和 58年9月 9日まで に設置さ れた施設	昭和58年 9月10日 から昭和 62年3月 31日まで に設置さ れた施設	昭和62年 4月1日 以降に設 置された 施設
9	①	石灰焼成炉 〔ガス燃焼ロー タリーキルン〕	—	15	300	300	300	300	250	250	250
	②	セメント焼成炉 (湿式)	10以上 10未満	10 10	— —	— —	250 —	250 350	250 350	250 350	250 350
	③	セメント焼成炉 (②以外)	10以上 10未満	10 10	480 480	480 480	250 480	250 350	250 350	250 350	250 350
	④	耐火物原料、耐 火レンガ製造用 焼成炉	—	18	450	450	450	450	400	400	400
	⑤	板ガラス、ガラ ス繊維製造用 溶融炉	—	15 (注9)	400	400	400	400	360	360	360
	⑥	フリット、光学 ガラス、電気ガ ラス製造用溶 融炉	—	16 (注9)	900	900	900	900	800	800	800
	⑦	ガラス製造用溶 融炉(⑤、⑥以外)	—	15 (注9)	500	500	500	500	450	450	450
	⑧	焼成炉、溶融炉 (①～⑦以外)	—	15	200	200	200	200	180	180	180
10	①	硫酸カリウム製 造用反応炉	—	6	250	250	250	250	180	180	180
	②	硫酸製造用反 応炉(NOx触媒)	—	6 (注10)	700	700	700	700	180	180	180
	③	反応炉、直火炉 (①、②以外)	—	6	200	200	200	200	180	180	180
11		乾燥炉	—	16	250	250	250	250	230	230	230
13	①	浮遊回転燃焼式 焼却炉(連続炉)	4以上 4未満	12 12	900 900	900 900	900 900	450 900	450 450	450 450	450 450
	②	特殊廃棄物焼 却炉(連続炉) (注11)	4以上 4未満	12 12	300 900	300 900	300 900	250 900	250 700	250 700	250 700
	③	廃棄物焼却炉 (①、②以外の) 連続炉	4以上 4未満	12 12	300 300	300 300	300 300	250 300	250 250	250 250	250 250
	④	廃棄物焼却炉 (連続炉以外、 排ガス量4万 m <sup>3</sup> N/h以上)	4以上	12	—	—	—	250	250	250	250

令別表第1の項目番号	細番号	ばい煙発生施設の種類 (注1)	排出ガス量 (万m³/h)	On (%)	排出基準 (cm³/m³N)						
					昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日から昭和62年3月31日までに設置された施設	昭和62年4月1日以降に設置された施設
14	①	焙焼炉	—	14	250	250	250	250	220	220	220
	②	焼結炉	—	15	300	300	300	300	220	220	220
	③	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち鉱滓処理炉 〔石炭、コークスを燃料、還元剤とするもの〕	—	15	450	450	450	450	450	450	450
	④	亜鉛精錬用溶鉱炉のうち立型蒸留炉	—	15	230	230	230	230	100	100	100
	⑤	溶鉱炉 〔③、④以外〕	—	15	120	120	120	120	100	100	100
	⑥	銅精錬用溶解炉のうち精製炉 〔アンモニアを還元剤とするもの〕	—	12	330	330	330	330	330	330	330
	⑦	溶解炉(⑥以外)	—	12	200	200	200	200	180	180	180
	⑧	乾燥炉	—	16	200	200	200	200	180	180	180
18		活性炭製造用反応炉	—	6	200	200	200	200	180	180	180
21	①	焼成炉	—	15	200	200	200	200	180	180	180
	②	溶解炉	—	15	650	650	650	650	600	600	600
23	①	焼成炉	—	15	200	200	200	200	180	180	180
	②	乾燥炉	—	16	200	200	200	200	180	180	180
24		溶解炉	—	12	200	200	200	200	180	180	180
25		溶解炉	—	12	200	200	200	200	180	180	180
26	①	鉛酸化物製造用溶解炉	—	Os	200	200	200	200	180	180	180
	②	溶解炉(①以外)	—	12	200	200	200	200	180	180	180
	③	反射炉	—	15	200	200	200	200	180	180	180
	④	鉛酸化物、硝酸鉛製造用反応炉	—	Os	200	200	200	200	180	180	180
	⑤	反応炉(④以外)	—	6	200	200	200	200	180	180	180

令 別 表 第 1 の 項 番 号	細 番 号	ばい煙発生施 設 の 種 類	排 出 ガス量 (万m <sup>3</sup> N/h)	On (%)	排 出 基 準 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)							
					昭和48年 8月9日 までに設 置された 施設	昭和48年 8月10日 から昭和 50年12月 9日まで に設置さ れた施設	昭和50年 12月10日 から昭和 52年6月 17日まで に設置さ れた施設	昭和52年 6月18日 から昭和 54年8月 9日まで に設置さ れた施設	昭和54年 8月10日 から昭和 58年9月 9日まで に設置さ れた施設	昭和58年 9月10日 から昭和 62年3月 31日まで に設置さ れた施設	昭和62年 4月1日 以降に設 置された 施設	
27		吸收施設、漂白 施設、濃縮施設	—	Os	200	200	200	200	200	200	200	200
28	①	コークス炉 (オット一型)	10以上 10未満	7 7	— —	— —	200 170	170 170	170 170	170 170	170 170	170 170
	②	コークス炉 (①以外)	10以上 10未満	7 7	350 350	350 350	200 170	170 170	170 170	170 170	170 170	170 170

注1 電気炉（熱源として電気を使用するもの）を除く。

注2 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が20,930.25kJ以下のものをいう。

注3 固体燃料を燃焼させるボイラーのうち、流動層燃焼方式であって、排出ガス量が4万m<sup>3</sup>N/h未満であつて、昭和58年9月10日から昭和59年9月9日までに設置されたものに係る排出基準は、360cm<sup>3</sup>/m<sup>3</sup>Nである。

注4 排煙脱硫装置とは、ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設であつて当該ばい煙発生施設において発生する硫黄酸化物の量を排出口から大気中に排出する際に80%以上削減する性能を有するものをいう。

注5 液体燃料を燃焼させるボイラーのうち、排出ガス量が1万m<sup>3</sup>N/h未満であつて、昭和52年6月18日から昭和52年9月9日までに設置されたものについては、次の基準が適用される。

区 分	排出基準 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)
排煙脱硫装置が設置されているもの	280
その他のもの	250

注6 液体燃料を燃焼させるボイラーのうち、過負荷燃焼型であつて、排出ガス量が0.5万m<sup>3</sup>N/h未満であつて、昭和52年9月9日までに設置されたものについては、排出基準は適用しない。

注7 小型ボイラー（伝熱面積が10m<sup>2</sup>未満であつて、バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上のボイラー）については、次の排出基準が適用される。

区 分	On (%)	排 出 基 準 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)		
		昭和60年9月9日まで に設置されたもの	昭和60年9月10日から 平成2年9月9日まで に設置されたもの	平成2年9月10日以降 に設置されたもの
固体燃料を燃焼させるもの	6	—	350	350
灯油、軽油、A重油以外の液 体燃料を燃焼させるもの	4	—	300	260
その他のもの	—	—	—	—

注8 キュポラについては、排出基準が適用除外される。

注9 専ら酸素を用いて燃焼するものについては、次の式により算出された窒素酸化物の量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s \cdot \frac{1}{4}$$

注10 昭和54年8月9日以前に設置された硫酸製造用反応炉（NOx触媒）のO<sub>n</sub>は、15%である。

注11 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいう。

<その2>									
令別表第1の項目番号	細番号	ばい煙発生施設の種類 (注12)	排出ガス量 (万m <sup>3</sup> /h)	On (%)	排出基準 (cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N)				
					昭和63年1月31日までに設置された施設	昭和63年2月1日から平成元年7月31日までに設置された施設	平成元年8月1日から平成3年1月31日までに設置された施設	平成3年2月1日から平成6年1月31日までに設置された施設	平成6年2月1日以降に設置された施設
29	①	ガスターイン 〔气体燃料を専燃させるもの〕	4.5以上 4.5未満	16 16	— —	70 90	70 70	70 70	70 70
	②	ガスターイン 〔液体燃料を専燃させるもの、气体燃料及び液体燃料を混燃させるもの〕	4.5以上 4.5未満	16 16	— —	100 120	100 100	70 70	70 70
30	①	ディーゼル機関 〔シリンドラ径が400mm以上のもの〕	—	13	—	1,600	1,400	1,200	1,200
	②	ディーゼル機関 〔シリンドラ径が400mm未満のもの〕	—	13	—	950	950	950	950
31		ガス機関		0	2,000	2,000	2,000	1,000	600
32		ガソリン機関		0	2,000	2,000	2,000	1,000	600

注12 専ら非常時に用いられる施設については、当分の間、排出基準を適用しない。

## (5) 挥発性有機化合物規制

### ア 挥発性有機化合物排出施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第1の2

番号	施 設 の 名 称	規 模
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設（揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力（送風機が設置されていない施設にあっては、排風機の排風能力。以下同じ。）が1時間当たり3,000m <sup>3</sup> 以上のもの
2	塗装施設（吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力が1時間当たり100,000m <sup>3</sup> 以上のもの
3	塗装の用に供する乾燥施設（吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり10,000m <sup>3</sup> 以上のもの
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が1時間当たり5,000m <sup>3</sup> 以上のもの
5	接着の用に供する乾燥施設（前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力が1時間当たり15,000m <sup>3</sup> 以上のもの
6	印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり7,000m <sup>3</sup> 以上のもの
7	印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力が1時間当たり27,000m <sup>3</sup> 以上のもの
8	工業の用に供する揮発性有機化合物による洗浄施設（当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上のもの
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20kPaを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク（密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除く。）	容量が1,000kL以上のもの

## イ 挥発性有機化合物の排出基準

揮発性有機化合物排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる揮発性有機化合物の量については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）別表第5の2

番号	施 設 の 種 類	排 出 基 準 (排出ガス 1m <sup>3</sup> につき)
1	令別表第1の2の1の項に掲げる乾燥施設	600cm <sup>3</sup>
2	令別表第1の2の2の項に掲げる塗装施設のうち自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。）の製造の用に供するもの	400cm <sup>3</sup>
3	令別表第1の2の2の項に掲げる塗装施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	700cm <sup>3</sup>
4	令別表第1の2の3の項に掲げる乾燥施設のうち木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	1,000cm <sup>3</sup>
5	令別表第1の2の3の項に掲げる乾燥施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	600cm <sup>3</sup>
6	令別表第1の2の4の項に掲げる乾燥施設	1,400cm <sup>3</sup>
7	令別表第1の2の5の項に掲げる乾燥施設	1,400cm <sup>3</sup>
8	令別表第1の2の6の項に掲げる乾燥施設	400cm <sup>3</sup>
9	令別表第1の2の7の項に掲げる乾燥施設	700cm <sup>3</sup>
10	令別表第1の2の8の項に掲げる洗浄施設	400cm <sup>3</sup>
11	令別表第1の2の9の項に掲げる貯蔵タンク	60,000cm <sup>3</sup>

※ この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）をいう。

(6) 粉じん規制

ア 一般粉じん関係

① 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第2

番号	一般粉じん発生施設		規模
	用途	施設の名称	
1	—	コークス炉	原料処理能力が50t/日以上であること。
2	—	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000m <sup>2</sup> 以上であること。
3	鉱物、土石又はセメント用	ベルトコンベア〔密閉式のものを除く。〕 バケットコンベア〔除く。〕	次のいずれかに該当するもの ・ベルトの幅が75cm以上であること。 ・バケットの内容積が0.03m <sup>3</sup> 以上であること。
4	鉱物、岩石又はセメント用	破碎機〔湿式のもの及び密閉式のものを除く。〕 摩碎機	原動機の定格出力が75kW以上であること。
5	鉱物、岩石又はセメント用	ふるい〔湿式のもの及び密閉式のものを除く。〕	原動機の定格出力が15kW以上であること。

② 一般粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

一般粉じん発生施設については、次の構造並びに使用及び管理に関する基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省通商産業省令第1号）別表第6

番号	一般粉じん発生施設	構造・使用・管理基準
1	コークス炉	(1) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 (3) 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物又は土石の堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア バケットコンベア	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に(3)又は(4)の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機 摩碎機 ふるい	次の各号の一に該当すること。 (1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

## イ 特定粉じん発生施設関係

### ① 特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第2の2

番号	特 定 粉 じ ん 発 生 施 設		規 模
	用 途	施 設 の 名 称	
1	石綿を含有する 製品の製造用	解綿用機械	湿式のもの及び密閉式のものを除く。
2		混合機	
3		紡織用機械	
4		切断機	
5		研磨機	
6		切削用機械	
7		破碎機、摩碎機	
8		プレス（剪断加工用）	
9		穿孔機	

### ② 特定粉じん発生施設に係る敷地境界基準

特定粉じん発生施設から大気中に排出され、又は飛散する特定粉じんについては、当該特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の隣地との敷地境界線における大気中の濃度の許容限度として次の基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）第16条の2

項 目	敷地境界基準（本/L）
石 綿	10

## ウ 特定粉じん排出等作業関係

### ① 特定粉じん排出等作業

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第3条の4

番号	特 定 粉 じ ん 排 出 等 作 業 の 種 類
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

### ② 特定建築材料

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第3条の3

特 定 建 築 材 料 の 種 類
吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料

### ③ 解体等工事に係る事前調査及び説明

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）又は自主施工者は、当該解体等工事を行う前に特定工事（特定粉じん排出等作業を伴う建設工事）に該当するか否かについて事前に設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行い、これにより特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行わなければなりません。また、解体等工事の元請業者は、発注者に対し、調査の結果について、下記の事項を記載した書面を交付して説明しなければなりません。

事前調査結果の書面への記載事項及び発注者に対する説明事項	
1	事前調査の結果
2	事前調査を終了した年月日
3	事前調査の方法
4	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
5	特定粉じん排出等作業の種類
6	特定粉じん排出等作業の実施の期間
7	特定粉じん排出等作業の方法
8	特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
9	特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
10	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
11	下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
12	上記7の特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法（⑦の方法）により行うものでないときは、その理由
特定工事に該当しない場合は、上記1～3	
特定工事に該当し、かつ、届出対象外の場合は、上記1～9	
特定工事に該当し、かつ、届出対象の場合は、上記1～12	

事前調査の結果、当該解体等工事が特定工事に該当する場合には、元請業者は発注者に対し、特定建築材料の種類等及び特定粉じん排出等作業の方法等の事項についても交付する書面に記載し、説明しなければなりません。

なお、建築物に係る設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査は、令和5年10月1日以降、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者が行わなければなりません。

（必要な知識を有する者）

- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅及び共同住宅の住戸の内部のみ）
- ・令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者

#### ④ 事前調査結果等の保存

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に交付した書面の写し（自主施工者の場合は事前調査に関する記録のみ。）を解体等工事が終了した日から3年間保存しなければなりません。また、解体等工事を施工するときは、事前調査に関する記録の写し及び発注者に交付した書面の写し（自主施工者の場合は事前調査に関する記録のみ。）を当該解体等工事の現場に備え置かなければなりません。なお、当該書類の備え置きについては、解体等工事が特定工事に該当しない場合であっても必要となります。

#### ⑤ 事前調査結果の掲示

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは事前調査の結果（掲示事項は次表のとおり）をA3以上の大きさの掲示板により公衆に見やすいように掲示しなければなりません。なお、当該掲示板の設置については、事前調査を実施した解体等工事が特定工事に該当しない場合であっても必要となります。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）第16条の10

掲示事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・事前調査結果（特定工事に該当するか否か）</li><li>・解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li><li>・事前調査を終了した年月日</li><li>・事前調査の方法</li><li>・解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類</li></ul>
------	--

#### ⑥ 事前調査結果の報告

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、次のいずれかに該当する解体等工事の事前調査結果を都道府県知事に報告しなければなりません。

（報告が必要な解体等工事）

- ・作業の対象となる床面積の合計が80m<sup>2</sup>以上の建築物の解体工事
- ・作業の請負代金の合計額が100万円以上の建築物の改造又は改修工事
- ・作業の請負代金の合計額が100万円以上の工作物の解体、改造又は改修工事

## ⑦ 特定建築材料の除去等の方法

届出対象特定工事の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業を以下 の方法により行わない場合、直接罰則が適用されることがあります。

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の19

特定建築材料 の種類	措置	方法	
吹付け石綿	特定建築材料 の建築物等か らの除去	イ かき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物 等から取り外す方法	
石綿含有断熱 材等※		ロ 除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該 隔離した場所において日本産業規格 Z8122に定めるHEPAフ ィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法	
		ハ ロと同等以上の効果を有する方法	
吹付け石綿	特定建築材料 からの特定粉 じんの飛散を 防止するため の処理	囲い込み（切断、破碎等を 伴うもの）、封じ込め	措置を行う場所を他の場所から隔離 し、措置を行う間、当該隔離した場 所において、日本産業規格 Z8122に 定めるHEPAフィルタを付けた集 じん・排気装置を使用する方法
石綿含有断熱 材等※		囲い込み（切断、破碎等を 伴うもの）、封じ込め（切断、 破碎等を伴うもの）	

※「石綿含有断熱材等」とは、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材をいう。

## ⑧ 特定粉じん排出等作業の結果の報告等

特定工事の元請業者は、特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する記録を作成し、当該記録及び当該書面の写しを保存しなければならない。

## ⑨ 特定粉じん排出等作業の作業基準

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省令第1号）第16条の4

a 元請業者又は自主施工者は、特定粉じん排出等作業の開始前に、作業の計画を作成し、当該計画に基づき作業を行うこと。

計 画 の 記 載 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li> <li>・特定工事の場所</li> <li>・特定粉じん排出等作業の種類</li> <li>・特定粉じん排出等作業の実施の期間</li> <li>・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びに その使用箇所及び使用面積</li> <li>・特定粉じん排出等作業の方法</li> <li>・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況</li> <li>・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要</li> <li>・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</li> <li>・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及 び連絡場所</li> </ul>
---------------------------------	---

b 元請業者又は自主施工者は、公衆の見やすい場所に次の事項を表示したA3以上の大きさの掲示板を設置すること。

掲示事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</li><li>・届出対象特定工事に該当するときは、届出年月日及び届出先</li><li>・特定粉じん排出等作業の実施の期間</li><li>・特定粉じん排出等作業の方法</li><li>・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所</li></ul>
------	---

c 元請業者、自主施工者又は下請業者は、特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。

d 元請業者は、各下請負人が作成した記録により、aの計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

e 元請業者又は自主施工者は、特定建築材料の除去等の完了後に（隔離を行ったときは、隔離を解く前に）、目視により作業が完了したことの確認を行うこと。

確認を行う者	<ul style="list-style-type: none"><li>・一般建築物石綿含有建材調査者</li><li>・特定建築物石綿含有建材調査者</li><li>・一戸建て等石綿含有建材調査者（一戸建て住宅及び共同住宅の内部に限る。）</li><li>・石綿作業主任者</li><li>・令和5年9月までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li></ul>
--------	--

f 次表の作業の種類ごとに該当する作業基準を遵守すること。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）別表第7

番号	作業の種類	作業基準
1	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は5の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。</p> <p>ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場の排気に日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。</p> <p>ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用的な集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ホ 除去する特定建築材料を薬液等によって湿潤化すること。</p> <p>ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用的な集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。</p> <p>ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布とともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。</p>
2	特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であって、特定建築材料をかき落とし、切断、又は破碎以外の方法で除去するもの（5の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>ロ 除去する特定建築材料を薬液等によって湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布とともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
3	特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（5の項に掲げるものを除く。）	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）</p> <p>ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>

4	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（1の項から3の項まで及び次項に掲げるものを除く。）</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料を切断、破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。</p> <p>ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ハ 石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は建築物等を改造し、若しくは補修する作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。</p> <p>(2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。</p> <p>ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。</p>
5	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業</p>	<p>作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p>
6	<p>特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業</p>	<p>次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料の除去、囲い込み若しくは封じ込めを行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</p> <p>イ 特定建築材料をかき落とし、切断、又は破碎により除去する場合は1の項右欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項右欄イからハまでに掲げる事項を遵守すること。</p> <p>ロ 特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。</p> <p>ハ 吹付け石綿の囲い込み、石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、1の項右欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。</p>

(7) 水銀等（水銀及びその化合物）規制

ア 水銀排出施設

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）別表第3の3ほか

番号	令別 表第 1の 番号	分類	施設の名称	規模・要件
1	1	石炭燃焼ボイラー	小型石炭混焼ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上でバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10万L/h未満
2			石炭専焼ボイラー	燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上
			大型石炭混焼ボイラー	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10万L/h以上
3	3 4	①金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(この表の③に掲げるものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・焙焼炉</li> <li>・焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)</li> <li>・煅焼炉</li> <li>・溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)</li> <li>・転炉</li> <li>・平炉</li> </ul>	原料の処理能力が1t/h以上	
			②金属の精錬(銅又は金を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の③に掲げるものを除く。)	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・火格子面積が1m<sup>2</sup>以上</li> <li>・羽口面断面積が0.5m<sup>2</sup>以上</li> <li>・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上</li> <li>・変圧器の定格容量が200kVA以上</li> </ul>
			③銅の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・焙焼炉</li> <li>・焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)</li> <li>・溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)</li> <li>・転炉</li> <li>・溶解炉(専ら粗銅を原料とするものを除く。)</li> <li>・乾燥炉</li> </ul>	次のいずれかに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・原料の処理能力が0.5t/h以上</li> <li>・火格子面積が0.5m<sup>2</sup>以上</li> <li>・羽口面断面積が0.2m<sup>2</sup>以上</li> <li>・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/h以上</li> </ul>
			④金属の精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(この表の⑥に掲げるものを除く。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・焙焼炉</li> <li>・焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)</li> <li>・煅焼炉</li> <li>・溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)</li> <li>・転炉</li> <li>・平炉</li> </ul>	原料の処理能力が1t/h以上
4	3 4	一次施設		

番号	令別 表第 1の 番号	分類	施設の名称	規模・要件
4	5	一次 施設	⑤金属の精錬(鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の⑥に掲げるものを除く。)	次のいずれかに該当すること ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積が0.5m <sup>2</sup> 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h 以上 ・変圧器の定格容量が200kVA 以上
	14		⑥鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焙焼炉 ・焼結炉(ペレット焼成炉を含む。) ・溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。) ・転炉 ・溶解炉(専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。) ・乾燥炉	次のいずれかに該当すること ・原料の処理能力が0.5t/h 以上 ・火格子面積が0.5m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積が0.2m <sup>2</sup> 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/h 以上
5	3 4	非鉄金属製造 に用いられる 精錬及び焙焼 の工程	⑦金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの(この表の⑨及び⑪に掲げるものを除く。) ・焙焼炉 ・焼結炉(ペレット焼成炉を含む。) ・煅焼炉 ・溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。) ・転炉 ・平炉	原料の処理能力が1t/h 以上
	5		⑧金属の精錬(銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の⑨、⑩及び⑪に掲げるものを除く。)	次のいずれかに該当すること ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積が0.5m <sup>2</sup> 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h 以上 ・変圧器の定格容量が200kVA 以上
	14	二次 施設	⑨銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの(この表の⑪に掲げるものを除く。) ・焙焼炉 ・焼結炉(ペレット焼成炉を含む。) ・溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。) ・転炉 ・溶解炉(専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。) ・乾燥炉	次のいずれかに該当すること ・原料の処理能力が0.5t/h 以上 ・火格子面積が0.5m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積が0.2m <sup>2</sup> 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算20L/h 以上
	24		⑩鉛の二次精錬(鉛合金の製造を含まない。)の用に供する溶解炉	次のいずれかに該当すること ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算10L/h 以上 ・変圧器の定格容量が40kVA 以上

番号	令別表第1の番号	分類	施設の名称	規模・要件
5	ダイオキシン類令別表第1の3		⑪亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する施設であつて、次に掲げるものの ・焙焼炉 ・焼結炉 ・溶鉱炉 ・溶解炉 ・乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/h以上
6	3 4	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	⑫金属の精錬(金を精錬するものに限る。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの(この表の⑬に掲げるものを除く。) ・焙焼炉 ・焼結炉(ペレット焼成炉を含む。) ・煅焼炉 ・溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。) ・転炉 ・平炉	原料の処理能力が1t/h以上
			⑬金属の精錬(金を精錬するものに限る。)の用に供する溶解炉(専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。)	次のいずれかに該当すること ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上 ・羽口面断面積が0.5m <sup>2</sup> 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上
7	9	セメントクリンカ一製造施設	セメントの製造の用に供する焼成炉	次のいずれかに該当すること ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上 ・バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上 ・変圧器の定格容量が200kVA以上
8	13	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉(専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉のみの許可を有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の9の項に掲げるものを除く。)(注1)	次のいずれかに該当すること ・火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上 ・焼却能力が200kg/h以上
9			廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物(注2)又は水銀含有再生資源(注3)を取り扱うもの(回収時に加熱工程を含む施設に限る。)	裾切りなし

注1 令別表第1の13に掲げる廃棄物焼却炉の他、一般廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法第8条第1項)、産業廃棄物の焼却施設(廃棄物処理法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11号の2、第12号、第13号の2)も該当する。

注2 廃棄物処理法施行令で規定

注3 水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定

※ この表において、令とは、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)を、ダイオキシン類令とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)をいう。

## イ 水銀等の排出基準

水銀排出施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）については、その許容限度として次の排出基準が適用されます。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）別表第3の3ほか

- 1 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）を、ダイオキシン類令とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）をいう。
- 2 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3、4、5の項及び14の項の施設のうち、硫化鉱の重量の割合が50%以上である原料もしくは当該原料からなる材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び当該原料からなる材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 3 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第1の3、4、5の項及び14の項の施設のうち、一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。
- 4 水銀等の量は以下の式により求める。
  - 1) 熱源として電気を使用する施設、令別表第1の3、4、5、14、24の項の施設及びダイオキシン類令別表第1の3の項の施設  

$$C = C_s$$
  - 2) その他の施設

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式においてC、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 水銀等の量（単位 μg）  
 O<sub>n</sub> 次に掲げる値とする。

令別表第1の1の項	6
令別表第1の9の項	10
令別表第1の13の項	12

O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。）（単位 百分率）  
 C<sub>s</sub> 日本産業規格K0222及びZ8808に定める方法により測定された水銀濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1m<sup>3</sup>中の量に換算したもの（単位 μg）

- 5 水銀濃度が激しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。

- 6 この表において、既設とは、平成30年4月1日において現に設置されている水銀排出施設（設置の工事が着手されているものを含む。）をいい、新設とは既設以外のものをいう。

番号	令別表第1の番号	分類	施設の名称	排出基準 (μg/m <sup>3</sup> N) (注1)	
				既設	新設
1	1	石炭燃焼ボイラー	小型石炭混焼ボイラー	15	10
2			石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	10	8
3	3 4	非鉄金属製造に用いられる精錬及び焙焼の工程	①金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の③に掲げるものを除く。） <ul style="list-style-type: none"> <li>・焙焼炉</li> <li>・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）</li> <li>・煅焼炉</li> <li>・溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。）</li> <li>・転炉</li> <li>・平炉</li> </ul> ②金属の精錬（銅又は金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とするもの、こしき炉及びこの表の③に掲げるものを除く。）	30	15
	5				

番号	令別 表第 1の 番号	分類	施設の名称	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ ) (注1)	
				既設	新設
3	14	非鉄金属製造 に用いられる 精錬及び焙焼 の工程	(3)銅の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焙焼炉 ・焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) ・溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む。) ・転炉 ・溶解炉 (専ら粗銅を原料とするものを除く。) ・乾燥炉	30	15
4	3 4			50	30
4	5		(4)金属の精錬 (鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (この表の(6)に掲げるものを除く。) ・焙焼炉 ・焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) ・煅焼炉 ・溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む。) ・転炉 ・平炉	50	30
4	14		(5)金属の精錬 (鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。) の用に供する溶解炉 (専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉及びこの表の(6)に掲げるものを除く。)	50	30
5	3 4	二次 施設	(6)鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焙焼炉 ・焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) ・溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む。) ・転炉 ・溶解炉 (専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。) ・乾燥炉	50	30
5	5		(7)金属の精錬 (銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。) の用に供する施設であって、次に掲げるもの (この表の(9)及び(11)に掲げるものを除く。) ・焙焼炉 ・焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。) ・煅焼炉 ・溶鉱炉 (溶鉱用反射炉を含む。) ・転炉 ・平炉	400	100
			(8)金属の精錬 (銅、鉛又は亜鉛を精錬するものに限る。) の用に供する溶解炉 (専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするもの、こしき炉並びにこの表の(9)、(10)及び(11)に掲げるものを除く。)	400	100

番号	令別 表第 1の 番号	分類	施設の名称	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ ) (注1)	
				既設	新設
5	14	非鉄金属製造 に用いられる 精錬及び焙焼 の工程	⑨銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の⑪に掲げるものを除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。） ・転炉 ・溶解炉（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とするものを除く。） ・乾燥炉	400	100
	24		⑩鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供する溶解炉		
	ダイ オキ シン 類令 別表 第1 の3		⑪亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの ・焙焼炉 ・焼結炉 ・溶鉱炉 ・溶解炉 ・乾燥炉	400	100
	6 4		⑫金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの（この表の⑬に掲げるものを除く。） ・焙焼炉 ・焼結炉（ペレット焼成炉を含む。） ・煅焼炉 ・溶鉱炉（溶鉱用反射炉を含む。） ・転炉 ・平炉	50	30
6	5		⑬金属の精錬（金を精錬するものに限る。）の用に供する溶解炉（専ら粗銀又は粗金を原料とするもの及びこしき炉を除く。）	50	30
7	9	セメントクリンカー製造施設	セメントの製造の用に供する焼成炉	80 (注2)	50
8	13	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であって、廃棄物処理法施行令第7条第5号に規定する廃油の焼却炉のみの許可を有し、原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外のものを取り扱うもの及びこの表の9の項に掲げるものを除く。）	50	30
9	13	廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉のうち、水銀回収義務付け産業廃棄物又は水銀含有再生資源を取り扱うもの（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	100	50

- 注1 既設施設であっても、平成30年4月1日以降に水銀排出量の増加を伴う大幅な改修（伝熱面積、バーナーの燃焼能力、原料の処理能力、火格子面積、羽口面断面積、変圧器の定格容量又は焼却能力のうちいずれかが50%以上増加する構造変更）をした場合は、新規施設の排出基準が適用される。
- 注2 原料とする石灰石中の水銀含有量が1月当たり0.05mg/kg以上であるものについては、当該水銀含有量が連続した4ヶ月について1月当たり平均0.05mg/kg未満となるまでの間、 $140 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ とする。

#### ウ 要排出抑制施設の設置者の自主的取組

要排出抑制施設の設置者は、その要排出抑制施設に係る水銀等の大気中への排出に関し、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及びその評価を公表しなければなりません。

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第4の2

番号	要 排 出 抑 制 施 設
1	製銑の用に供する焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）
2	製鋼の用に供する電気炉

## (8) 有害大気汚染物質対策

### ア 指定物質排出施設

大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）別表第6

番号	施設の種類	施設の規模
1	ベンゼン（濃度が体積百分率60%以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m <sup>3</sup> /h以上であること。
2	コークス炉	原料の処理能力が20t/日以上であること。
3	ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	
4	ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	
5	ベンゼンの貯蔵タンク	容量が500kL以上であること。
6	ベンゼンを原料として使用する反応施設（密閉式のものを除く。）	ベンゼンの処理能力が1t/h以上であること。
7	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設	送風機の送風能力が1,000m <sup>3</sup> /h以上であること。
8	トリクロロエチレン等の混合施設（密閉式のものを除く。）	混合槽の容量が5kL以上であること。
9	トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	
10	トリクロロエチレン等による洗浄施設（11の項に掲げるものを除く。）	トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3m <sup>2</sup> 以上であること。
11	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機	処理能力が30kg/回以上であること。

### イ 指定物質抑制基準

指定物質排出施設の排出口から大気中に排出される排出ガスに含まれる指定物質の量については、その許容限度として次の指定物質抑制基準が適用されます。

大気汚染防止法附則第9項の規定に基づく指定物質抑制基準（平成9年2月6日環境庁告示第5号、第6号）

番号	指定物質の種類 令別表第6の番号	施設の名称	規模	指定物質抑制基準 (mg/m <sup>3</sup> N)	
				既設	新設
1	ベンゼン	① 溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるための乾燥施設	排出ガス量1,000～3,000m <sup>3</sup> N/h	200	100
			排出ガス量3,000m <sup>3</sup> N/h以上	100	50
		② コークス炉		100 開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。	100
		③ 溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供する蒸留施設	排出ガス量1,000m <sup>3</sup> /h以上	200	100
		④ 脱アルキル反応施設（排出ガスをフレアスタッカで処理するものを除く。）		100	50

番号	指定物質の種類	令別表第6の番号	施設の名称	規模	指定物質抑制基準(mg/m <sup>3</sup> N)			
					既設	新設		
1	ベンゼン	⑤	貯蔵タンク(浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)		1,500 容量が1,000kL以上ものに限る。	600		
		⑥	反応施設(排出ガスをフレアスタックで処理するものを除く。)		排出ガス量1,000 ～3,000 m <sup>3</sup> N/h 200	100		
					排出ガス量3,000 m <sup>3</sup> N/h以上 100	50		
2	トリクロロエチレン	⑦	溶媒として使用したトリクロロエチレンを蒸発させるための乾燥施設		500	300		
		⑧	トリクロロエチレンを溶媒として使用する混合施設		500	300		
		⑨	蒸留施設のうちトリクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレンの回収の用に供するもの		300	150		
		⑩	トリクロロエチレンにより洗浄する洗浄施設		500	300		
3	テトラクロロエチレン	⑦	溶媒として使用したテトラクロロエチレンを蒸発させるための乾燥施設		500	300		
		⑧	テトラクロロエチレンを溶媒として使用する混合施設		500	300		
		⑨	蒸留施設のうちテトラクロロエチレンの精製の用に供するもの及び原料として使用したテトラクロロエチレンの回収の用に供するもの		300	150		
		⑩	テトラクロロエチレンにより洗浄する洗浄施設		500	300		
		⑪	ドライクリーニング機(密閉式のものを除く。)		500	300		
1 この表の指定物質抑制基準の欄に掲げる指定物質の量は、捕集バッグ、真空瓶、キャニスター又は捕集管を用いて採取し、1の項に掲げるものにあっては水素炎イオン化検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法により測定される量として、2および3の項に掲げるものにあっては水素炎イオン化検出器、電子捕獲検出器又は質量分析計を検出器とするガスクロマトグラフ法によりトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンとして測定される量として、それぞれ表示されたものとする。								
2 コークス炉に係るベンゼンの量は、装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに含まれるベンゼンの量とする。								
3 貯蔵タンクに係るベンゼンの量は、ベンゼンの注入時の排出ガスに含まれるベンゼンの量とする。								
4 この表において、既設とは、平成9年4月1日において現に設置されている指定物質排出施設(設置の工事がされているものを含む。)をいい、新設とは既設以外のものをいう。								
5 既設についての指定物質抑制基準は、平成10年4月1日から適用する。								
6 新設についての指定物質抑制基準は、平成9年4月1日から適用する。								
7 この表において、令とは、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)をいう。								

### 3 青森県公害防止条例によるばい煙及び粉じん規制

青森県公害防止条例では、大気汚染防止法によるばい煙及び粉じん規制を補完するため、法に定める規模よりも小規模な施設を対象として、ばい煙及び粉じんの規制並びに届出等について定めており、その仕組みは、法とほぼ同様となっています。

条例では、ばい煙関係施設から排出されるばい煙については排出口における排出基準が、粉じん関係施設については構造等に関する基準が定められています。

これらの排出基準等の遵守のために、条例では、ばい煙関係施設及び粉じん関係施設の設置等の届出、知事による計画変更命令や改善命令、排出基準違反に対する罰則などの措置が定められています。

#### (1) ばい煙規制

##### ア ばい煙関係施設

青森県公害防止条例（昭和47年3月青森県条例第2号）別表第1

施設の名称	施設の規模
廃棄物焼却炉	次のいずれかに該当すること。 ・火格子面積が1m <sup>2</sup> 以上2m <sup>2</sup> 未満であること。 ・焼却能力が100kg/h以上200kg/h未満であること。

備考 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設を除く。

（注）1 火格子面積とは、火格子の水平投影面積をいう。

2 ばい煙発生施設に該当する場合には、ばい煙関係施設に該当しない。

##### イ 硫黄酸化物の排出基準

ばい煙関係施設において発生し、排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量については、次の排出基準が適用されます。

青森県公害防止条例施行規則（昭和47年9月青森県規則第63号）別表第1、別表第2

1 条例第18条第3項第1号の規定による硫黄酸化物の排出に係る許容限度は、次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。

$$q = K \times 10^{-3} \cdot H e^2$$

この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。

q 硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算したm<sup>3</sup>/h）

K 大気汚染防止法施行規則（昭和46年通商産業省令第1号）別表第1の下欄に掲げる値で当該地域について定められたもの

He 次項に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 m）

2 排出口の高さの補正是、次の算式によるものとする。

$$H e = H o + 0.65 (H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left( 2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式においては、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位 m）

Ho 排出口の実高さ（単位 m）

Q 温度15°C排出ガス量（単位 m<sup>3</sup>/s）

V 排出ガスの排出速度（単位 m/s）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

## ウ ばいじんの排出基準

ばい煙関係施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじんの量については、次の排出基準が適用されます。

青森県公害防止条例施行規則（昭和47年9月青森県規則第63号）別表第3

施 設 名	排 出 基 準 (g/m <sup>3</sup> N)	O n (%)	備 考
廃棄物焼却炉	0.50	12	O nは、当分の間O sとする。

1 条例第18条第3項第2号の規定によるばいじんの排出に係る許容限度は、この表の排出基準の欄に掲げる許容限度とする。

2 この表の排出基準の欄に掲げる許容限度は、次の式により算出されたばいじんの量とする。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \cdot C_s$$

この式において、C、O<sub>n</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量 (単位 g)	O <sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度 (当該濃度が20%を超える場合にあっては、20%とする。) (単位 百分率)
C <sub>s</sub> 日本産業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量 (単位 g)	

3 この表の排出基準の欄に掲げるばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間に超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとする。

4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては1工程の平均の量とする。

## (2) 粉じん規制

### ア 粉じん関係施設

青森県公害防止条例（昭和47年3月青森県条例第2号）別表第2

番号	施設の名称	施設の規模
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が500m <sup>2</sup> 以上1,000m <sup>2</sup> 未満であること
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	次のいずれかに該当すること ・ベルトの幅が50cm以上75cm未満であること ・バケットの内容積が0.02m <sup>3</sup> 以上0.03m <sup>3</sup> 未満であること
3	破碎機及び摩碎機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が25kW以上75kW未満であること
4	粉碎機及び研磨機（湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が3.75kW以上であること
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が7.5kW以上15kW未満であること
6	動力打綿機及び動力混打綿機	

備考 鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第12号に規定する電気工作物である施設及びガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第10項に規定するガス工作物である施設を除く。

### イ 粉じん関係施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

粉じん関係施設については、次の構造並びに使用及び管理に関する基準が適用されます。

青森県公害防止条例施行規則（昭和47年9月青森県規則第63号）別表第4

番号	粉じん関係施設	構造・使用・管理基準
1	鉱物又は土石の堆積場	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	ベルトコンベア バケットコンベア	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に(3)又は(4)の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	破碎機 摩碎機 粉碎機 研磨機 ふるい	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によって散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	動力打綿機 動力混打綿機	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

## 4 自主測定

### (1) ばい煙量等の測定

ばい煙排出者は、ばい煙発生施設及びばい煙関係施設に係るばい煙が排出基準に適合しているかどうかを確認するため、自らそのばい煙量又はばい煙濃度を測定しなければなりません。

これらの自主測定の結果は、測定記録表に記録し、3年間保存しなければなりません。なお、環境計量証明事業者が交付する「計量証明書」の交付により、測定記録表に記録すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、当該証明書の記載をもって測定記録表の記録に代えることができ、当該証明書を3年間保存することになります。

#### 大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）第15条

測定物質	施設区分	測定頻度
硫黄酸化物	硫黄酸化物の排出量が10m <sup>3</sup> /h以上	2月に1回以上
ばいじん	ガス専焼ボイラー、水素製造用改質器（ガス発生炉） <sup>(注2)</sup> 、燃料電池用改質器（ガス発生炉）、ガスタービン、ガス機関	5年に1回以上
	廃棄物焼却炉 焼却能力4,000kg/h以上	2月に1回以上
	焼却能力4,000kg/h未満	年2回以上 <sup>(注1)</sup>
	上記以外の施設 排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h以上	2月に1回以上
	排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h未満	年2回以上 <sup>(注1)</sup>
窒素酸化物	水素製造用改質器（ガス発生炉） <sup>(注2)</sup> 、燃料電池用改質器（ガス発生炉）	5年に1回以上
	上記以外の施設 排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h以上	2月に1回以上
	排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h未満	年2回以上 <sup>(注1)</sup>
有害物質 (窒素酸化物を除く)	排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h以上の施設	2月に1回以上
	排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h未満の施設	年2回以上 <sup>(注1)</sup>
注1 1年間に継続して6月以上休止するものにあっては、年1回以上とする。		
注2 水蒸気改質方式の改質器であって、水素製造能力が1,000m <sup>3</sup> /h未満の施設（气体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る）。		

#### 青森県公害防止条例施行規則（昭和47年9月青森県規則第63号）第8条(抄)

測定回数	年2回以上 (1年間に継続して6月以上休止するものにあっては、年1回以上)
(注) 測定及びその結果の記録は、ばいじんに係るばい煙濃度について行うこと。	

## 《参考》ボイラーの自主測定項目について

ボイラーのばい煙の自主測定については、排出基準が定められたばい煙について行う必要があり、例えば、ガス、灯油、軽油又はA重油のみを燃焼させるボイラーを新設した場合の測定項目は、施設の規模により下の表のとおりとなっています。

また、当該ボイラーの硫黄酸化物の排出量が  $10\text{m}^3/\text{N/h}$  以上となる場合は、硫黄酸化物の測定も必要です。

なお、ばい煙排出者の自主的な取組により、排出基準が定められていないばい煙についても測定することは構いません。

伝熱面積	測定項目
10 $\text{m}^2$ 未満	—
10 $\text{m}^2$ 以上	ばいじん、窒素酸化物

## (2) 挥発性有機化合物濃度の測定

揮発性有機化合物排出者は、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物濃度が排出基準に適合しているかどうかを確認するため、自らその揮発性有機化合物濃度を測定しなければなりません。

これらの自主測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を3年間保管しなければなりません。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）第15条の3

測 定 回 数	年1回以上
---------	-------

## (3) 特定粉じんの濃度の測定

特定粉じん排出者は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しているかどうかを確認するため、自ら特定粉じん濃度を測定しなければなりません。

これらの自主測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定法並びに特定粉じん発生施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を3年間保管しなければなりません。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）第16条の3

測 定 回 数	6月を超えない作業期間ごとに1回以上
---------	--------------------

#### (4)水銀濃度の測定

水銀排出者は、水銀排出施設に係る水銀等が排出基準に適合しているかどうかを確認するため、自らその水銀濃度（ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度の合計）を測定しなければなりません。

これらの自主測定の結果は、測定記録表に記録し、3年間保存しなければなりません。なお、環境計量証明事業者が交付する「計量証明書」の交付により、測定記録表に記録すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、当該証明書の記載をもって測定記録表の記録に代えることができ、当該証明書を3年間保存することになります。

大気汚染防止法施行規則（昭和46年 厚生省 通商産業省 令第1号）第16条の18

施 設 区 分	測 定 頻 度
排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h以上の施設	4月に1回以上
排出ガス量4万m <sup>3</sup> /h未満の施設	6月に1回以上
専ら銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料とする乾燥炉	年に1回以上
専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料とする溶解炉	年に1回以上

注1 粒子状水銀濃度の測定の省略について、連続する3年の間継続して、以下のいずれかの要件を満たす場合は、ガス状水銀の濃度をもって水銀濃度とすることができる。ただし、3年を超えない期間に1度は粒子状水銀の測定を行い、以下のいずれかの要件を満たしていることを確認することが必要である。

- ①粒子状水銀濃度がガス状水銀の定量下限未満
- ②測定結果の年平均が50μg/m<sup>3</sup>未満である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満
- ③測定結果の年平均が50μg/m<sup>3</sup>以上である施設のうち、各測定結果において、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が5%未満、かつ、粒子状水銀の濃度が2.5μg/m<sup>3</sup>未満

なお、年平均とは、連続する1年の間の定期測定の結果を平均して算出した値とする。再測定を行った場合は、再測定結果（「定期測定及び3回以上の再測定」のうち、最大値・最小値を除く全ての結果の平均値）を用いて、年平均値を算出すること。

注2 定期測定の結果が排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、以下の期間内に3回以上の再測定を行い、排出基準を超過した定期測定の結果を含めた計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全ての測定結果の平均値により評価する。

- ①定期測定の結果が排出基準の1.5倍を超えるときは、定期測定の結果を得た日から起算して30日以内
- ②①以外のときは、定期測定の結果を得た日から起算して60日以内

## 5 届出書の提出先等

大気汚染防止法及び青森県公害防止条例の規定による各種届出は、巻末の〈大気関係届出先及び問い合わせ先〉に記載されている所管区域を管轄している機関に提出してください。

届出様式等は、青森県電子申請・届出システム申請書ダウンロード（「青森県 申請書ダウンロード」で検索）からダウンロードできます。

## 6 大気汚染の緊急時の措置

県では、大気汚染防止法第23条第1項又は第2項に該当する緊急時の事態が発生した場合にとるべき措置等を「青森県大気汚染緊急時対策要綱（平成20年5月1日制定）」で定めており、大気汚染の状況が要綱に定める基準に該当する場合には、注意報等を発令して住民に周知を図るとともに、大気汚染の状況を改善するため、ばい煙を排出する者<sup>注)</sup>に対し、ばい煙の排出量を自主的に削減するよう協力を求ることとしています。

青森県大気汚染緊急時対策要綱（平成20年5月1日制定、平成28年5月31日最終改正）別表2、4（抜粋）

	注意報	警報
発令基準	大気汚染防止法施行令第11条第1項に定める場合に該当するとき。	大気汚染防止法施行令第11条第2項に定める場合に該当するとき。
注意報・警報の種類	硫黄酸化物注意報 浮遊粒子状物質注意報 一酸化炭素注意報 二酸化窒素注意報 オキシダント注意報	硫黄酸化物警報 浮遊粒子状物質警報 一酸化炭素警報 二酸化窒素警報 オキシダント警報
ばい煙の排出量の減少等のために講すべき措置	ばい煙を排出する者 <sup>注)</sup> に対し、ばい煙の排出量（燃料の使用量）を自主的に削減するよう協力を求める（一酸化炭素注意報及び一酸化炭素警報を除く。）	

注) 「ばい煙を排出する者」とは、ばい煙発生施設においてばい煙を排出する者のほか、法対象規模未満のばい煙を発生する施設からばい煙を排出する者、家庭における暖房施設、鉱山、交通機関等において発生するばい煙を排出する者を含む。

### （参考）微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起

県では、微小粒子状物質（PM2.5）の濃度が、国の「注意喚起のための暫定的な指針」に定める指針値を超えると予想される場合において、県民に対する注意喚起を円滑に実施するため、「微小粒子状物質の注意喚起に係る実施要領（平成25年3月27日制定）」を定めて、運用しています。

微小粒子状物質の注意喚起に係る実施要領（平成25年3月27日制定、平成27年1月30日最終改正）

注意喚起の基準	1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想された場合 (判断基準) 1 PM2.5の測定を実施している大気汚染常時監視測定局において、午前5時から7時におけるPM2.5濃度の1時間値の平均が2地点以上で $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合 2 PM2.5の測定を実施している大気汚染常時監視測定局において、午前5時から12時におけるPM2.5濃度の1時間値の平均が1地点でも $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合 ※ただし、測定機の異常又は局所的な要因によるものと判断された場合を除く。
注意喚起の解除の基準	注意喚起後にPM2.5濃度が減少し、全測定局において1日平均値が $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えない判断された場合 (判断基準) 全測定局において、同時刻にPM2.5濃度の1時間値が2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合 ※ただし、1時から12時及び20時から24時の1時間値は除く。

## 7 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設（うち、大気基準適用施設）の届出、 大気排出基準及び自主測定

### (1) 届出義務

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）では、同法に基づく特定施設を設置する工場又は事業場に対して、各種の届出義務が課せられており、各種届出書は、特定施設の設置場所を所管区域とする地域県民局環境管理部（青森市内に設置されている特定施設にあっては青森市環境政策課、八戸市内に設置されている特定施設にあっては八戸市環境保全課）へ、その届出の種類ごとに定められた期日までに届け出なければなりません。

- ・特定施設設置の届出（法第12条第1項）

特定施設を設置しようとする場合に行う届出で、設置の工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・特定施設使用の届出（法第13条第1項、第2項）

既に設置している施設が新たに特定施設となった場合に行う届出で、特定施設となった日から30日以内に届け出なければなりません。

- ・特定施設の構造等の変更の届出（法第14条第1項）

特定施設の構造、使用の方法、発生ガスの処理の方法を変更する場合に行う届出で、工事に着手する日の60日前までに届け出なければなりません。

- ・氏名の変更等の届出（法第18条）

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者名に変更等があった場合、特定事業場の名称及び所在地に変更があった場合に行う届出で、変更があった日から30日以内に届け出なければなりません。

- ・特定施設使用廃止の届出（法第18条）

特定施設の使用を廃止した場合に行う届出で、廃止した日から30日以内に届け出なければなりません。

- ・承継の届出（法第19条第3項）

特定施設の設置又は使用の届出をした者の地位を承継した場合に行う届出で、承継があつた日から30日以内に届け出なければなりません。

### (2) 特定施設（大気基準適用施設）

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1

番号	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模
1	焼結鉱（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1t/h以上
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1,000kVA以上
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉	原料の処理能力が0.5t/h以上
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉、乾燥炉	・焙焼炉、乾燥炉にあっては原料の処理能力が0.5t/h以上 ・溶解炉にあっては容量が1t以上
5	廃棄物焼却炉	火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が50kg/h以上（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合は、それらの火床面積の合計及び焼却能力の合計で判断）

### (3) 大気排出基準

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）別表第1及び附則別表第2

令別 表第 1の 番号	特 定 施 設		排 出 基 準 (ng-TEQ/ m <sup>3</sup> N)	
	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模	既存施設	新設施設
1	焼結炉（焼結鉱製造用）		1	0.1
2	電気炉（製鋼用）		5	0.5
3	焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉、乾燥炉（亜鉛回収用）		10	1
4	焙焼炉、溶解炉、乾燥炉（アルミニウム合金製造用）		5	1
5	廃棄物焼却炉	焼却能力4,000kg/h以上	1	0.1
		焼却能力2,000kg/h以上 4,000kg/h未満	5	1
		焼却能力2,000kg/h未満	10	5
1 この表において、既存施設とは、平成12年1月15日において現に設置されている施設（設置の工事がされているものを含む。）をいう。ただし、廃棄物焼却炉のうち火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力が200kg/h以上のもの及び電気炉にあっては、平成9年12月2日以降に設置の工事が着手されたものについて新設施設の排出基準を適用する。 2 この表において、令とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）をいう。				

### (4) 自主測定

特定施設を設置している者は、毎年1回以上、排出ガスに含まれるダイオキシン類の量（廃棄物焼却炉については、併せて、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻に含まれるダイオキシン類の量）について測定を行い、特定施設の設置場所を所管区域とする地域県民局環境管理部（青森市内に設置されている特定施設にあっては青森市環境政策課、八戸市内に設置されている特定施設にあっては八戸市環境保全課）に報告しなければなりません。

## 〈 大気関係届出先及び問い合わせ先 〉

機 関 名	所 管 区 域
東青地域県民局 環境管理部 〒038-0031 青森市大字三内字丸山 198-4 青森県運転免許センター 2F T E L 017-763-5292 F A X 017-763-5782	東津軽郡、野辺地町、横浜町、六ヶ所村
中南地域県民局 環境管理部 〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 弘前合同庁舎 1F T E L 0172-31-1900 F A X 0172-38-5318	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、中津軽郡、南津軽郡、西津軽郡、北津軽郡
三八地域県民局 環境管理部 〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7 八戸合同庁舎 2F T E L 0178-27-5111(代表) F A X 0178-27-1922	十和田市、三沢市、上北郡(野辺地町、横浜町、六ヶ所村を除く。)、三戸郡
下北地域県民局 環境管理部 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 むつ合同庁舎新館 1F T E L 0175-33-1900 F A X 0175-23-1853	むつ市、下北郡
青森市 環境部 環境政策課 〒030-0801 青森市新町一丁目 3-7 青森市役所駅前庁舎(アウガ)3F T E L 017-718-0293 F A X 017-718-1083	青森市
八戸市 市民環境部 環境保全課 〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1 市庁別館 6F T E L 0178-43-9107 F A X 0178-47-0722	八戸市



## 大気保全に関する法制度のあらまし

令和5年4月

編集・発行 青森県環境生活部環境保全課  
〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号  
TEL 017-734-9242 (水・大気環境グループ直通)

